

再生可能エネルギー発電設備減税

1 目的

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税を減税することで、地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化を促進します。

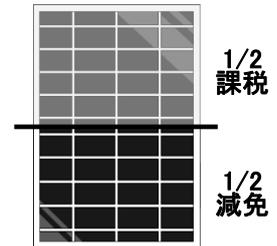
2 対象

取得時期	令和7年4月1日～令和10年3月31日
対象資産	自家消費型再生可能エネルギー発電設備 ※国の制度（課税標準額の特例制度）が適用される場合を除く
発電出力	10kW以上2,000kW未満

※令和7年4月1日から令和7年12月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備については経済産業大臣の認定を受けたものについても減免対象になります。

3 減免内容

- (1) 対象税目 固定資産税
- (2) 減免期間 課税初年度から3か年（賦課基準日1月1日）
- (3) 減免割合 1/2



4 手続き

固定資産税の法定納期限（4月末）までに、以下の書類を揃えて減免の申請をしてください。できる限り、償却資産の申告と併せて1月中に申請手続きをお願いします。

【必要書類】

- ・減免申請書
- ・償却資産申告書の写し（該当設備が記載されている部分の写し。ただし、償却資産申告と同時に申請される場合は省略可）

〈自家消費型再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・契約書類等一式の写し（契約書、函面等で資産所在地・発電出力がわかるもの）

〈認定再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・認定通知「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し
- ・電力会社発行「発電設備の連系に関するお知らせ」等の写し

5 お問合せ先

資産税課 償却資産担当（豊田市役所南庁舎3F）電話34-6613（直通）